



公共下水道接続のための資金補助及び貸付

くみ取り便所や、浄化槽式便所を廃止して公共下水道へ接続する工事費用について、下記の条件を満たす場合は、上下水道局からその資金の補助、貸付を受けることができます。

◎1年間のくみ取り回数にもよりますが、一般的にくみ取り費用よりも下水道使用料が安価になっております。

水洗化の改造工事に対する補助

① 生活扶助世帯補助(持家)

生活扶助世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、**工事の全額**を補助します。

② 障がい者世帯補助(持家)

重度の障がい者世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、**工事費の25万円以内**で補助します。

③ 低地帯建物の下水道接続補助(持家)

建物が道路より低い位置にあり、汚水ポンプを使用しなければ公共下水道へ接続できない場合、ポンプ設置工事費の5分の3の額で**30万円以内**を補助します。

④ 低所得世帯補助(持家)

低所得世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の補助をします。

・年間所得が50万円未満の世帯員のみの場合、工事費の**30万円以内**。

・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の3分の1の額で**15万円以内**。

※ただし、1～4の補助はいずれも新築工事は該当しません。

公共下水道への接続工事の資金貸付

① 貸付金額・償還方法

・1設備につき**40万円以内**。

・共同住宅(同一所有者)は100万円以内。

※**無利子40回以内の毎月均等払い**。

② 借受人

貸付の対象者:建物の所有者及び所有者の承諾を得た建物の使用者(借家人)

借受人の要件:所得額50万円以上～1,000万円以下の方

共同住宅の場合は、所得額100万円以上～1,250万円以下の方。

③ 連帯保証人

連帯保証人が、1人必要です。

連帯保証人の要件:①同居人以外であること。②沖縄県本島内に住所を有していること。

③所得額が100万円以上であること。

【お問い合わせ】 料金サービス課 排水設備係 TEL:941-7810